

流山市農業委員会
令和7年第9回
総会議事録

令和7年9月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第9回総会議事録

- 1 期　　日　　令和7年9月10日(水)
2 場　　所　　流山市役所第301会議室
3 議　長　名　　水代 啓司
4 署名委員　　1番 鈴田 徹
　　　　　　　2番 矢口 優子

5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席農業委員(委員0名)

7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
	2地区 海老原 節雄

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)

9 書記名 事務局主事 窪田 優成

10 事務局 事務局長	深津 博樹
事務局次長	染谷 晃
事務局次長補佐	水落 朋子
事務局会計年度任用職員	齊藤 恒夫

11 会議目次

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）	4
議案第37号 農用地利用集積等促進計画の決定について	6
議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	9
報告第22号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	10
報告第23号 合意解約の通知について	11
報告第24号 転用許可に伴う工事完了の報告について	11
報告第25号 専決処理の報告について	12

▲開会 午後4時1分

○水代会長 ただ今から、令和7年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

○水代会長 ただ今のところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

1番 鈴田委員、2番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」から議案第38号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの4議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第22号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第25号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第35号

農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和7年9月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の畠2筆の一部、転用合計面積1,590.86平方メートルです。

転用目的は、文化財調査を行うための一時転用です。

一時転用の期間は、令和7年12月31日までです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約500メートルに位置し、東側は市街化区域で周囲については小規模な畠や住宅などが混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満』であることから、第2種農地と判断いたしました。

申請者は、流山市西深井にお住まいの方で、転用目的は文化財調査です。

一時転用の期間については、令和7年12月31日までです。

申請理由については、今後、当該地において、保育園建設を検討している中、埋蔵文化財の発掘される確率が非常に高いため、保育園建設に伴う農地転用申請に先立ち、文化財調査のための一時転用の申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

申請者から調査の依頼を受けた市の博物館が、縦10メートル、横1メートル、深さ40センチメートルの溝を14か所掘削する計画です。

また、区域内には調査員用の仮設トイレ、駐車場、テントを設ける予定です。

次に、資金計画ですが、調査費は約28万円です。

これに伴う資金については、全額市の博物館が費用を負担する計画であり、市の予算書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、などの「一般基準」、また、一時転用の妥当性などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案に

については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 埋蔵文化財調査のための一時転用は初めて審議するのですが、決められた地域があって、そこで開発する際には調査を行うことになっているということですか。

○事務局(染谷次長) 市内には、埋蔵文化財が出土する可能性のある場所がいろいろな所にあり、その地域で開発などを行う場合は、あらかじめ試掘調査を行う必要があります。

開発の許可が出て、実際に工事を始めようとしたときに、それから試掘するということになると、計画が頓挫してしまいますので、あらかじめ調査を行うために、申請がなされたものです。

◆森田推進委員 調査は絶対やらなければならないということではなく、事前に相談して、調査した方がいいから行うということですか。

○事務局(染谷次長) 文化財が出土しそうな場所に関しては、博物館に事前に調査の申請することになっています。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 はい。

◆第9番(石井委員) 保育園建設のためということですが、少子化にもかかわらず、保育園が足りないということなのでしょうか。

○事務局(染谷次長) 市の保育課によると、東深井、西深井などの北部地域の保育園が特に足りないということで、保育園の設置を進めるために、申請されたものです。

◆第9番(石井委員) 設置の要望があったということですね。

○事務局(染谷次長) 最終的には、土地所有者が転用行為を行うわけですが、実際、北部地域では保育園が足りないため、保育園建設の話が進んでいる状況です。

○水代会長 よろしいですか。

◆第9番(石井委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数あります。

よって、議案第35号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第36号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和7年9月10日提出

今月の申請は6件です。

はじめに、議案1番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の畠1筆 転用面積324平方メートルです。

権利の種類は、所有権の移転で転用目的は専用住宅を建設するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番から6番の権利者が同一のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井に所在する法人です。

申請地は、西深井の畠7筆 転用合計面積2,068.47平方メートルです。

権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的はサッカー施設とするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが6件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番の申請地の農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約800メートルに位置し、周囲は市街化区域に近接し小規模な畠と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満』であることから、第2種農地と判断いたしました。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方です。

義務者の娘の夫にあたる方で、年齢は41歳です。

権利の種類は、贈与による所有権移転で、転用目的は専用住宅を建設するものです。

申請理由については、権利者は共同住宅に住んでいましたが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、義理の実家に隣接する農地に専用住宅を建てるため、申請があったものです。

前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

建築面積73.70平方メートル、木造2階建てとする計画です。

土砂等の流出対策については、外構工事が終わるまでは、隣接地との境界に土のうを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透枠を設けて、敷地内浸透とし、オーバーフロー分を雨水管に放流する計画です。

汚水については、浄化槽を設置し、処理後、雨水管に接続することです。

資金計画ですが、建設費が約4,313万円で全額借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書面が添付されています。

他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、議案2番から6番は、権利者が同一のため一括し御説明いたします。

申請地の農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約600メートルに位置し、周囲は市街化区域に近接し、小規模な畠と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満』であることから、第2種農地と判断いたしました。

権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

令和7年5月に設立されており、主な事業はサッカースクールの運営でサービス業です。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的はサッカー施設です。

申請理由については、権利者は2年前から個人でサッカースクールを流山市内で行ってきましたが、固定の会場がなく、その都度会場を借りている状況でした。

事業を本格的に実施するために、今年会社を立ち上げ、自前の練習場を整備しようと土地を探していたところ、本店に近く、管理のしやすい場所で地権者の承諾が得られたことから、申請があったものです。

前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

縦33.6メートル、横27.6メートルの人工芝のサッカー施設と砂利敷きの駐車場21台を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、北側と東側の境界にL型擁壁を設置します。

また、排水対策については、雨水は敷地内浸透とし、汚水については、発生しません。

資金計画ですが、賃借料の総額が年間約190万円、建設費が約1,480万円です。

自己資金と借入金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書面が添付されています。

他法令については、該当ありません。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令

の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していることが認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第5番(鈴木委員) 2番から6番についてですが、施設の建設費について、私が15年くらい前に子供たちにサッカーを教えていた時があり、その時に、人工芝のグラウンドは7、8千万円かかると聞いていました。

今回の練習場は、正式なサッカーコートの3分の1くらいの広さだと思いますが、それでも建設費が1,480万円だと安いと感じますが、何か根拠があるのですか。

○事務局(染谷次長) 事業費の根拠については、見積書が提出されており、整地費は561万円、照明等の電気工事関係費は517万円、人工芝の敷設費は401万5千円となっています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆第1番(鈴田委員) 照明の周辺農地への影響はどうですか。

○事務局(染谷次長) 申請地の西側は資材置場、北側は太陽光発電施設、東側は一部が小さい畠となっています。東側の畠は申請者の所有地であることから、支障はないと考えています。

当該施設は、小中学生を対象としたミニゲームやバスなどの基本練習をするための施設で、サッカーの試合ができるような広さではありません。

また、ネットの高さは5メートルで、垂直に蹴らなければ飛び超えることはないと思います。

◆第1番(鈴田委員) 天井にもネットを張るのですか。

○事務局(染谷次長) 天井には張りません。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第36号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第37号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第37号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和7年9月10日提出

今月の申請は新規が7件で、その内、実質更新は6件です。

はじめに、議案の1番から5番の権利者が同一のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田12筆、合計面積12,123平方メートルです。

利用権の設定期間は、いずれも以前の利用集積に引き続き5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページから8ページにございますので、併せて御参考ください。

次に、議案書6ページの6番の権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田3筆 合計面積3,404平方メートルです。

利用権の設定期間は、以前の利用集積に引き続き5年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参考ください。

最後に、議案7番の権利者は流山市名都借にお住まいの方で、職業は兼業です。

対象となる農地は、名都借の畠1筆で、面積は997平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参考ください。

説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第37号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、7件で、その内、実質更新は6件です。

はじめに1番から5番の権利者は同一のため、一括して御説明いたします。

本件については、以前の利用集積に引き続き5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は69歳です。

経営面積は、約4.7ヘクタール、農業従事日数は280日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、6番についても、以前の利用集積に引き続き5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は72歳です。

経営面積は約7.3ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

最後に7番については、新規により5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、兼業で年齢は43歳です。

経営面積は、約4,500平方メートルです。

農業従事日数は90日ですが、農業従事者は他に母親が1名おり、従事日数が100日であることから、世帯での従事日数が150日以上あることを確認しています。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案の1番から5番までについては、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後4時32分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番から5番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 5番についてですが、接道していないようですが、周辺も含めて作付けしているのですか。

○事務局(染谷次長) 接道については、確認していません。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から5番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号の1番から5番までについては、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時34分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の6番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時35分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号の6番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時36分 小菅委員入室)

○水代会長 最後に、本案の7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号の7番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第38号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第38号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和7年9月10日提出

被相続人については、令和7年3月に91歳でお亡くなりになられた方です

申請者は、流山市三輪野山四丁目にお住まいの方で、被相続人の子に当たります。

申請地は、三輪野山四丁目の畠9筆 合計面積2,432平方メートルです。

議案案内図につきましては11ページにございますので、併せて御参照ください。

相続人については、71歳の方で職業は農業です。

相続人の世帯の農業従事者は、3名です。

現地の状況につきましては、作付け済の状況でした。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第38号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、三輪野山四丁目に位置している畠9筆です。

被相続人は、令和7年3月に91歳で亡くなられた方で、相続人は被相続人の子で71歳です。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために証明願があつたものです。

申請者の職業は農業で、農業従事日数は300日です。

農業従事者は、申請者とその子2名の合計3名であります。

申請地は、写真のとおり作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第38号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第22号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第22号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和7年9月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

本件は、令和7年7月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、13ページにございますので併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、御意見ござりますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第23号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第23号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和7年9月10日報告

合意解約が行われました農地は、名都借の畠3筆 合計面積1,093平方メートルです。

議案案内図につきましては、14ページにございますので併せて御参照ください。

合意解約通知書の受付日は、令和7年8月12日です。

報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第24号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第24号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和7年9月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和6年5月の総会で審議がなされ、令和6年5月20日付けて許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにございますので、併せて御参照ください。

8月5日に第3小委員会の金子孝博委員長、小菅副委員長、池田委員の3名に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたら、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特ないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第25号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第25号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月は、8件 11筆 合計面積4,696.15平方メートルです。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月は、12件 76筆 合計面積43,939.58平方メートルです。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件、他の建物施設用地が2件の計8件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が2件、他の建物施設用地が1件の計12件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたら、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時46分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年9月10日

流山市農業委員会長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

鈴田 徹

流山市農業委員会委員

矢口 優子